

青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (令和5年第1回青森市議会定例会提出予定案件)

1 制定理由

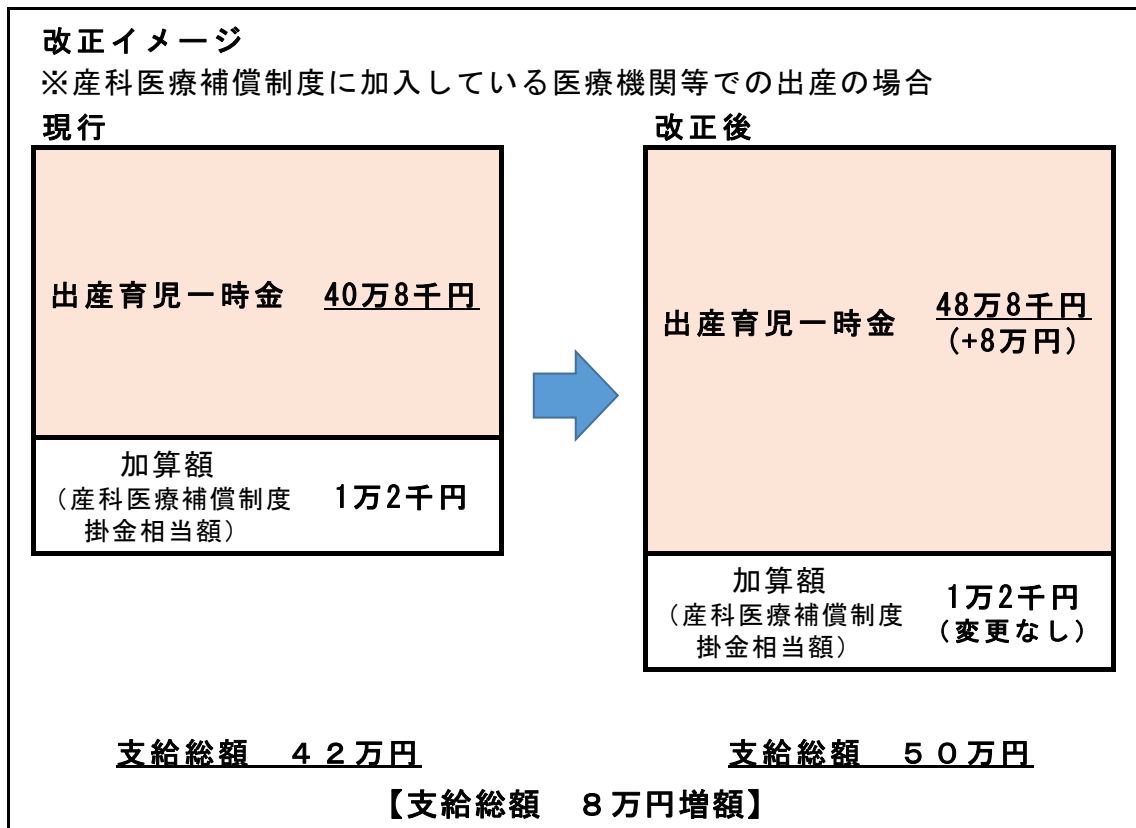
今般、国においては、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」(令和4年12月15日)において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、令和5年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日からの出産育児一時金の支給額が40万8千円から48万8千円に改正されたところである。

本市においては、これまで、国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、一分娩当たり40万8千円、産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産については、42万円(40万8千円+加算額(産科医療補償制度掛金相当額1万2千円))を支給していたところであるが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について改正するため、青森市国民健康保険条例の一部について改正を行う。

※産科医療補償制度…分娩に関連して発症した重度脳性まひ児とその家族の経済的負担を補償する制度

2 条例の改正項目について

○出産育児一時金の支給額について、青森市国民健康保険条例第7条第1項に規定する「40万8千円」を「48万8千円」に改める。



3 施行期日

令和5年4月1日(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行期日と同日)